

# 講演資料

# 児童相談所の業務について



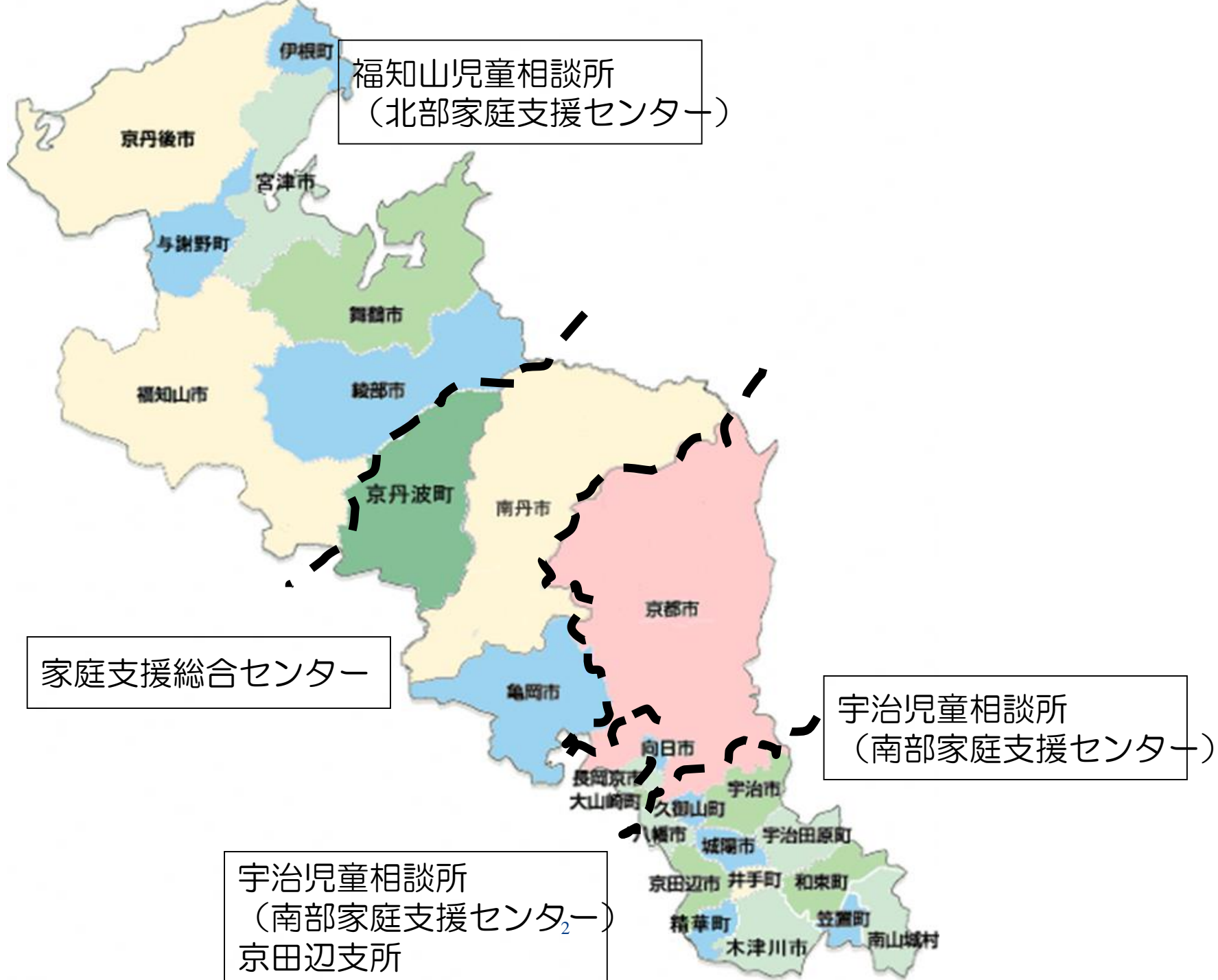
令和6年3月5日

宇治市要保護児童地域対策協議会代表者会議

京都府宇治児童相談所

(南部家庭支援センター)

所長 迫間 勝樹



# 児童相談所とは

(設置目的)

市町村と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護すること

# 京都府の児童相談所

	宇治児童相談所 (南部家庭支援センター)			家庭支援総合 センター	福知山児童相談所 (北部家庭支援センター)
	本所	京田辺支所			
所在地	宇治市	宇治市	京田辺市	京都市	福知山市
面積 km <sup>2</sup>	521.2 13.8%	114.2 3.0%	407.0 10.8%	1177.1 31.1%	2086.8 55.1%
人口 人	545,276 49.8%	264,107 24.1%	281,169 25.7%	281,789 25.7%	268,384 24.5%
児童数 人	85,730 50.9%	39,020 23.1%	46,710 27.7%	43,944 26.1%	38,916 23.1%
担当区域	5市6町1村	2市1町	3市5町1村	4市2町	5市2町

令和5年4月1日現在

# 相談援助活動の理念

すべてのこどもが心身ともに健やかに育ち、その持つ力を最大限に発揮することができるようこども及びその家庭等を援助することを目的とし、児童福祉の理念及び児童育成の責任の原理に基づき行われる。このため、常にこどもの**最善の利益**を優先して考慮し、援助活動を展開していく。

**（児童相談所運営指針から抜粋）**



児童相談所

## あらゆる 児童家庭相談

市町村

緊急かつより  
高度な専門的対応  
が  
求められる相談

身近な  
子育て相談

# 児童相談所と市区町村

## (児童相談所)

- 市区町村の援助
- 専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応
- 一時保護、措置

## (市区町村)

- 児童家庭相談の第一義的窓口
- こども・妊産婦の実情把握と必要な支援の実施
- 住民に身近な市町村が児童家庭相談に応じ、児童虐待の未然防止・早期発見等を図る

※R6. 4～

こども家庭センターの設置、こどもや妊産婦への支援計画(サポートプランの作成)



# 児童相談所と市町村

●虐待ケースについては、「主担当機関」を明確にすることが肝要。



○平成29年度より、児相から市区町村へケース対応をゆだねる「市町村送致」制度が創設された。

これにより、市区町村と都道府県（児相）の間で主として対応する機関を相互に明確化する形となっている。

※原則として、軽微な事案（モニタリングのみで対応可）は市町村が主担当、重篤な事案（一時保護や施設入所が必要）な事案は児相が主担当

- |          |                          |
|----------|--------------------------|
| ■市町村送致   | 比較的軽微な事案を 児相→市町村へ        |
| ■市町村指導委託 | 児相が主担当しながら、実際の対応を市町村へ委ねる |
| □援助依頼    | 主担当機関は市町村のまま、児相の後方支援を依頼  |
| □送致（児相）  | 重篤な事案を市町村から児相に主担当機関を移す   |

# 児童相談所の基本的機能

- ① 市町村援助機能
- ② 相談機能
- ③ 一時保護機能
- ④ 措置機能

# ① 市町村援助機能

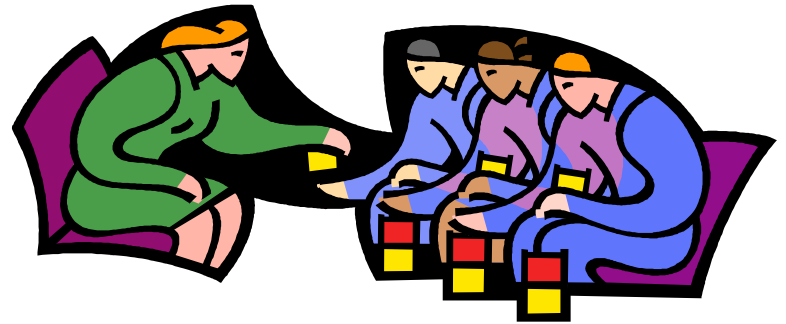
- 専門的助言と援助
- 市区町村間の業務調整
- 研修、広報等



## ② 相談機能

### 相談の種別

- 養護相談(虐待、失踪、病気、死亡)
- 保健相談(アレルギー、未熟児、虚弱児)
- 障害相談(肢体・視聴覚・言語・重心・知的・発達)
- 非行相談(ぐ犯・触法行為 等)
- 育成相談(性格行動・不登校・育児しつけ)



### ③ 一時保護機能

- 緊急保護

(遺棄、家出、放任、虐待、触法 etc.)

- アセスメント(行動観察)

(適切かつ具体的な援助方針を探るため)

- 短期入所指導

(心理的援助、カウンセリング、生活指導等)

※一時保護は原則2ヶ月以内の期間

(こどもの行動を一定制限するため)

◎平成30年度から、親権者不同意の2ヶ月を超える一時保護は、司法関与により、必要か否か判断されることとされている

◎令和7年度から、一時保護開始時に司法審査が導入される予定(親権者が同意の場合は司法審査不要)

## ④ 措置機能

### ●「措置」(行政処分)による援助

- ・児童福祉司指導など
- ・児童福祉施設入所  
(乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設 等)
- ・里親委託

※家庭養護の推進は国レベルの重点事項

※里親支援は児相業務と法律上位置づけ

- ・家裁送致

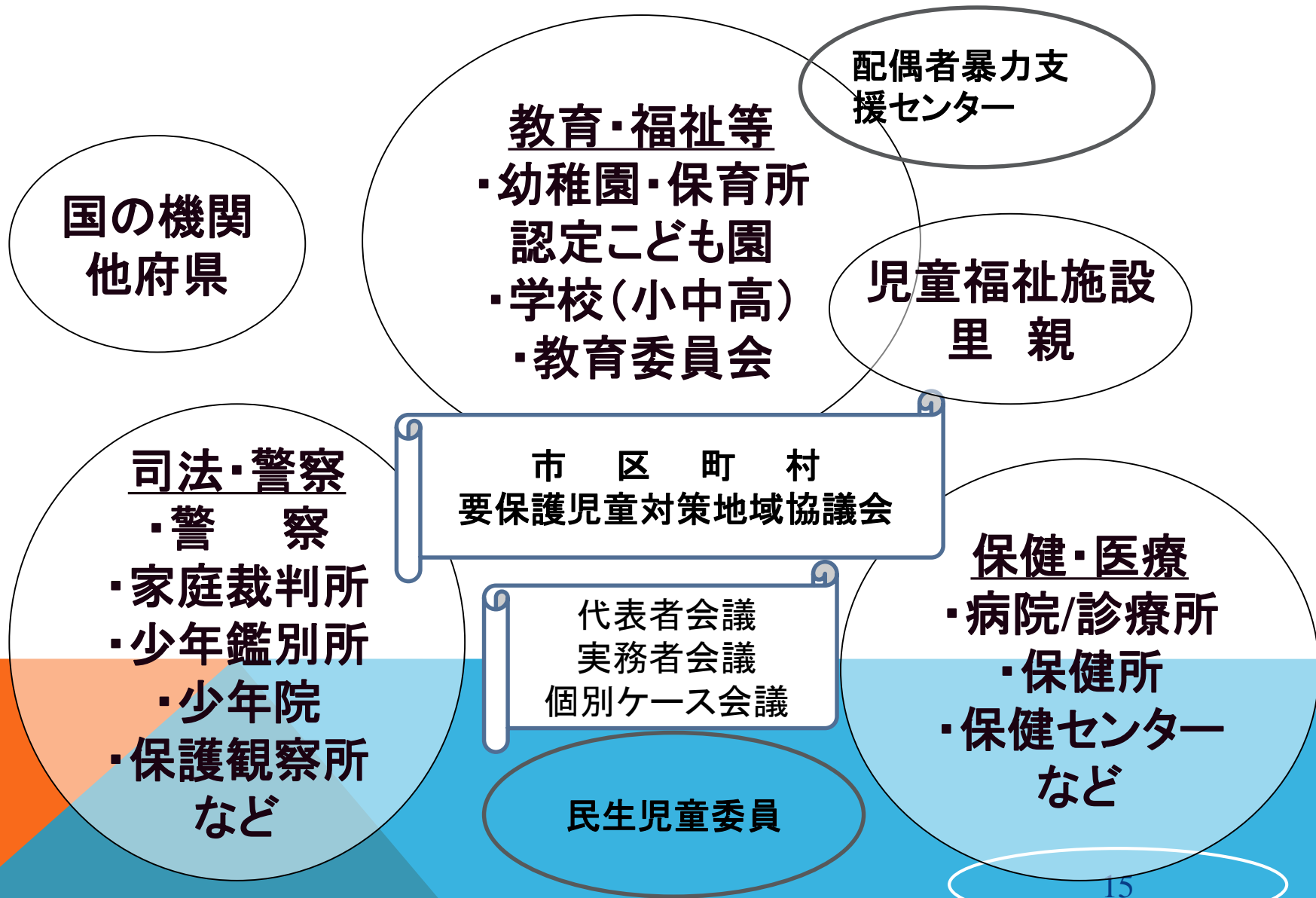
### ●「措置」(行政処分)ではない援助

助言指導・継続指導・他機関あっせん

# 関係機関との連携について



# 関係機関





# 児童相談所の主な職員について

# 主な職員とその職務

## ●児童福祉司

- ・担当区域内のこども、保護者等からこどもの福祉に関する相談に応じる
- ・生育歴、家族歴、社会環境要因、法的側面あるいは制度上の調査を行う(社会診断)
- ・こども、保護者、関係機関等に必要な支援や指導を行う
- ・こども・保護者等の関係調整を行う

(虐待対応協力員 児童福祉司を補助する職員)

## ●心理判定員(児童心理司)

- ・こども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって、こどもおよび保護者等に対し、心理診断を行う
- ・こども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言等の指導を行う

## ●児童指導員及び保育士

- ・一時保護しているこどもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応 など
- ・児童福祉司や心理判定員らと連携してこどもや保護者等への指導を行うこと など

## ●その他援助職員

- ・調理員、学習サポーター、宿直員 ほか

## ● 医師＝小児科医、精神科医

- ・診察、医学的検査等によるこどもの診断
- ・こども、保護者等に対する医学的見地からの指示、指導
- ・心理判定員等が行う心理療法等への必要な指導
- ・一時保護しているこどもの健康管理 など

## ● 外部サポーター・アドバイザー

弁護士、学識経験者、観察医、入院付添サポーター、こどもの意見表明支援員（アドボケート）

**児童相談所が行う**

**「診断」と「援助」について**

# 児童相談所で行う「診断」と「援助」

**社会診断    心理診断    医学診断**



**総合診断**



**援助方針**

**最も効果的な「援助」を行うための「診断」**

**すべての相談について、児童相談所としての組織的な判断（受理判定援助方針会議）で援助方針を決定する**

## 児童相談所の援助の特色

○基本的に「家族」を単位として援助

○任意性と強制性 → 相談・援助／行政権限・処分

職権保護、出頭要求、立入調査、臨検搜索

○公正さと公明さの担保

正義の実現(家裁申立)、親権代理、審議会、  
説明責任(個人情報)、児童記録票

○援助者、コーディネーター、処分者の使い分け



**こども虐待について  
～最近の状況も含めて**

## ① 身体的虐待

- 打撲、あざ（内出血）、骨折、刺し傷、たばこによる火傷
- 首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、溺れさせる
- 布団蒸しにする、逆さ吊りにする、縄で拘禁する等して身体を自由を奪う
- 意図的に病気にさせる
- 寒い時期に戸外に閉め出す 等々

虐待防止法第14条により、令和2年4月からしつけに際して、「体罰」が禁止されました。

## ② 心理的虐待

- ことばによる脅かし、脅迫
- 無視したり、拒否的な態度を繰り返す
- 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする
- こどもの自尊心を傷つけるような言動を繰り返す
- こどもの面前で配偶者やその他の家族等に対して暴力を振るう、暴言を浴びせる 等

### ③ 性的虐待

- こどもへの性交
- 性器を触る又は触らせるなど性的行為の強要・教唆
- 性器や性交を見せる
- しつこく卑猥な言葉などを言う
- ポルノグラフィーの被写体などにこどもを強要する等々

## ④ ネグレクト

- 衣、食、住が極端に不適切で、健康を損なうような無関心・怠慢がある
- 遺棄する
- 重大な病気等になっても病院に連れて行かない。必要な医療を受けさせない。
- 乳幼児を残し度々外出する、暑い車内に放置する
- 家に閉じこめる(学校等に登校させない)
- 同居人が①、②又は③に掲げるものと同様の行為をしても放置する 等々

宇治市で「ネグレクト」が増えているとのこと  
となので、もう少し詳しく、

**「ネグレクト」とは？**



「子ども虐待対応の手引き」(H25. 8)によると・・・

- ・ 子どもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、(1)重大な病気になっても病院に連れて行かない、(2)乳幼児を家に残したまま外出する、なお、親がパチンコに熱中したり、買い物をしたりするなどの間、乳幼児等の低年齢の子どもを自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児等の低年齢の子どもだけを家に残したために火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきである。
- ・ 子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない。
- ・ 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）
- ・ 食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢、など例えば、(1)適切な食事を与えない、(2)下着など長期間ひどく不潔なままにする、(3)極端に不潔な環境の中で生活をさせる、など。
- ・ 子どもを遺棄したり、置き去りにする。
- ・ 祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に出入りする第三者が一、二又は四に掲げる行為を行っているにもかかわらず、それを放置する。など

# ネグレクトの判断は難しい・・・

- 例えばゴミ屋敷って人によって判断が違う？  
→こどもに健康被害が出るような状況なら虐待
- こどもが発熱して、医療受診しなければ虐待？  
→程度にもよるが、安静にして家庭で市販薬を飲ましての対応は有り？
- 朝食を食べてこないや市販のインスタントだけの食事は虐待？  
→背景（貧困等）はないのか、親は食べてるのに子は食べないのは虐待だが・・・
- 小学生の留守番は虐待？中学生は？高校生は？  
→夜間の保護者不在が状態化しているなら虐待の可能性はあるが、こどもの危機管理能力も含め判断
- 学校へ行かないのは虐待？  
→「不登校」と「教育ネグレクト」との違いは？  
こどもが合理的な理由で行かないと意見表明していたら不登校だが、合理的とはどんなこと？



# やはり、関係機関それぞれの視点での状況の見立てが大事

→要対協の存在意義はそこにある  
(調整機関としての位置づけで)

→虐待と認定したこどもでも市や児相が必ず動くわけではないので、関係機関が虐待対応や予防的な動きをすることが適切なケースについては、対応をお願いする場合があります。(特に予防的な動きについては)

**ご清聴ありがとうございました。**

**今後とも、どうぞよろしくお願ひします。**

